

■ Article ■

令和2年税制改正大綱(2)

税理士 土屋 栄悦

.....
* 本稿では、前号 (vol.154) に引き続き、「令和2年度税制改正大綱」の内容について、資産課税、法人課税等を中心に解説を行う。

II 資産課税

1. 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、次の措置を講ずる。

(1) 現に所有している者の申告の制度化

市町村長は、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、市町村の条例で定めるところにより、現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。

(注) 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

なお、本改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

①市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。

(注) 「一定の調査」とは、住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と推料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査とする。

②①により使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとする。

なお、本改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

III 法人課税

1. オープンイノベーションに係る税制措置の創設

事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払い込みにより取得をした場合において、その取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

この特別勘定の金額は、当該株式の譲渡や配当の支払いを受けた場合には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入する。ただし、特定期間（5年間）保有した株式については、この限りでない。

(1) 出資を行う事業会社の要件

- ①ベンチャー企業に直接またはCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)を通じて出資を行う国内の青色申告書を提出する法人
- ②特定期間（5年間）中の勧告義務

(2) 行為要件

- ①1件当たり1億円以上の大規模出資
中小企業からの出資は1,000万円以上、海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ②株主間の株式売買ではなく、ベンチャー企業に新たな資金が供給される出資（発行済株式の取得は対象外）

(3) 出資を受けるベンチャー企業要件

- ①新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業（新設企業は対象外）
- ②出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業

2. 交際費課税の特例措置の延長

(1) 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長され、令和4年3月31日まで延長された。

(2) 接待飲食費の50%の損金算入の特例の適用期限も2年間延長された。ただし、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外された。

(3) 中小法人の定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することができる特例も、2年間延長された。なお、中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人（資本金の額が5億円以上の法人等に株式の100%を直接又は間接に所有されている場合における子会社等を除く。）をいう。

3. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（次の①の見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

- (1) 対象法人から連結法人を除外する。
- (2) 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下（現行：1,000人以下）に引き下げる。

4. 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- (1) その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとの要件について、当期償却費総額の30%を超えることとする。

(2) 本措置の対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(仮称)の税額控除を加える。

5. 大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額に係る要件の見直し

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上であることとする(所得税についても同様とする。)

6. 5G投資促進税制の創設

(1) 特別償却・税額控除

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う同法の認定特定高度情報通信等システム導入事業者(仮称)に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とする。)

(2) 固定資産税・都市計画税

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の制定を前提に、同法の規定により認定を受けた特定高度情報通信等システム導入計画(仮称)に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許(地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る。)を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産(特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の規定により主務大臣の確認を受けたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る。)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和4年3月31日まで講ずる。

7. 連結納税制度の見直し

企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとすることなどにより事務負担の軽減を図る。

(1) グループ通算制度の基本的な仕組み

- ①グループ通算制度の適用法人は個別申告を行う。
- ②グループ通算制度の適用法人は青色申告の承認を受ける。
- ③親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。
- ④グループ通算制度の適用法人は、電子申告を行う。

(2) 所得金額及び法人税額の計算

① 損益通算

欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

② 税額調整等

試験開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額の計算をする。

(3) 組織再編税制との整合性

開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小する。

(4) 親会社の適用開始前の欠損金の取扱い

親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。

(5) 中小法人判定の適正化

通算グループ内に大法人がある場合には、中小法人特例を適用しない。

(6) 地方税

現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

(7) 適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

8. 特定資産の買換特例の一部見直しと延長

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置については、令和3年3月31日まで）延長する（次の（5）の見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

(1) 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等を除外する。

(2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が一定の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を70%（現行：80%）に引き下げる。

(3) 都市機能誘導区域の外から内への買換えを適用対象から除外する。

(4) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づき危険密集市街地内で行われる土地等の買換えについて、次の見直しを行う。

① 建築基準法の改正に伴い、同法の耐火建築物又は準耐火建築物を建築するために譲渡をされるものであることとする譲渡資産に係る要件における耐火

建築物又は準耐火建築物の範囲に耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を加える。

②対象となる危険密集市街地について、その区域の不燃領域率が40%未満である区域に限定する。

(5) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、所要の経過措置を講じた上、買換資産から鉄道事業用車両運搬具を除外する。

(6) 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、次の見直しを行う。

①外航船舶及び内航船舶について、買換資産の船齢が法定耐用年数以下であることとする要件を加える。

②港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を35年未満(現行:40年未満)に引き下げる。

IV 国際課税

1. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

法人が子会社株式の取得をした後、子会社からの配当を非課税で受け取り、配当によって時価が下落した子会社株式を譲渡して譲渡損失を創出させることにより、租税回避が可能となっているため、次の見直しが行われた。

(1) 株式の帳簿価額の切り下げ

法人が、特定関係子法人(50%超の支配関係を有する一定の法人)から受ける一事業年度の配当等の額の合計額(対象配当金額)が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その配当等のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げるものとする。

(2) 適用除外

次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外する。

①特定関係子法人が内国法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式の90%以上を内国法人等が保有しているものからの配当等の額

②特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額

③対象配当金が2,000万円を超えない場合における対象配当金額

④対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の増加した利益剰余金の額から支払われたもの

(3) 適用時期

上記の改正は、令和2年4月1日以後開始事業年度分の法人税について適用する。

V 消費課税

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

(1) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し

①住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産（一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。

②上記①により仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整する。

(2) 貸付けに係る用途が明らかにされていない場合の課税の見直し

住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする。

(3) 高額特定資産の取得等をした場合の特例措置の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置（以下「棚卸資産の調整措置」という。）の適用を受けた場合を加える。

(4) 適用時期

上記(1)の改正は令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について、上記(2)の改正は同年4月1日以後に行われる貸付けについて、上記(3)の改正は同日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について、それぞれ適用する。ただし、上記(2)の改正は、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用しない。

2. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

(1) 提出期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する。

(2) 適用時期

上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付する。

VI その他

1. 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことを可能とするとともに、その振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出に係る情報を送信する際、その申請等を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

上記の改正は、令和3年1月1日以後に行う申請等について適用する。

2. 準確定申告の電子的手続の簡素化

e-Taxによる所得税の準確定申告書の提出について、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて申告書確認情報（電子署名及び電子証明書を送信する相続人（以下「申請等相続人」という。）以外の相続人がその準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録をいう。）を送信する場合には、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

上記の改正は、令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用する。

3. 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行うことを可能とするよう、運用上の対応を行う。

上記の改正は、令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施する。

4. 電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法を加える。

① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法

② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

(2) 適用時期

上記の改正は、令和2年10月1日から施行する。

◀ 関連ホームページ ▶

○財務省「令和2年度税制改正の大綱」(令和元年12月20日閣議決定)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf

以上